

1 業務名

令和4年度 情報発信支援業務

2 事業実施の背景

(1) これまでの取組

本市は、平成25年度にシティプロモーション推進指針を策定し、シチズンシップの向上やシビックプライドの醸成に向け、まちの魅力を高める様々な事業や、マイナスイメージの払拭のための課題解決に取り組んできた。

しかしながら、本市に対してマイナスイメージを持たれている方も多い状態であり、そのイメージと実態のギャップを埋めるには、本市の魅力や課題解決の取組を、戦略的・効果的に発信していく必要があった。そのために、情報発信についての専門性を有する事業者からアドバイス等の支援を受けることができる体制を整え、本市のイメージアップを図るとともに、職員一人ひとりの情報発信力を強化すべく、令和元年度から情報発信支援業務を実施してきた。

(2) 成果

本業務の実施を経て、一定程度、職員の広報意識が醸成されてきており、情報発信の基礎を学ぶ環境も整った。また、本市のシティプロモーションの取組が「ACC TOKYO CREATIVITY AWARDS」と「PR アワードグランプリ」で令和3年にブロンズ賞を受賞するなど高い評価を得ることができたほか、市民意識調査において「尼崎市のイメージがよくなったと回答した市民の割合」が平成30年度以降、直近の令和2年度分まで3年連続で5割を超えており、一定の水準を維持している。

このように、取組の効果は表れているものの、いまだに本市に対して実態とは異なるマイナスイメージを強く持たれている方もいるため一層のイメージ向上の余地があり、さらに情報発信の質を高めていく必要がある。

(3) 今後の対応

引き続き、本市の情報を市内外に向けて積極的に発信していくことから、広報・PR分野で高い専門知識や実践経験を有する民間事業者から、重点広報にかかる広報戦略の立案や職員のデザインスキルを向上させ各種広報物の質を高めるためのアドバイス等の支援を受け、全庁的な情報発信力の強化を図る。

3 目的

主要事業をはじめ各部局の施策やまちの魅力等の情報について、ターゲット設定、メディア選定、プロモーション展開等の情報発信に関する総合的なプロデュースを行うことにより、ファミリー世帯を中心に、市民や尼崎に関わる方への的確に届ける。

4 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

なお、本業務は性質上、目指す目的に達するまで相当の時間がかかることが想定されるため、本業務の適正な履行が確認された場合、初回を含め3回（初年度を含んで3年間）、本市の会計年度毎に、初年度の受託者と随意契約を予定している。

5 業務内容

(1) 重点広報に係る情報発信のアドバイス

本市が重点的に広報する施策（事業）について、担当部局のヒアリングを行い、適切なターゲット設定やオウンドメディア（広報紙や市公式 YouTube チャンネル等）の活用、その他のメディア（広告、パブリシティ等）の活用や部局間連携を含めた複合的な展開、ライティング支援など、効果的な広報活動の実現に向けてアドバイスし、施策（事業）ごとの広報戦略の提案書を作成すること。

なお、重点広報に係る施策（事業）の選定を協議により実施し、契約期間中に12回常駐の上、6案件程度を取り扱うものとする。

(2) 広報物のデザインに係るアドバイス

情報の受け手が「興味を抱き、共感し、理解し、行動する」という一連の流れを生み出すために、本市の広報物（広報紙やチラシ、動画等）のデザインについてのアドバイスを契約期間中30回程度常駐して行うこと。

また、当該広報物（動画を除く）の中から特に必要なものについて、編集可能な見本を作成すること。作成にあたり、対象とする広報物や編集用ソフトウェアなどを協議により選定し、契約期間中にA4判片面チラシ相当で12枚程度を完成させるものとする。

(3) マスメディアへの情報発信支援

本市の記者発表資料について、尼崎市政記者クラブ以外のマスメディアへ配信すること。契約期間中に10件程度を配信するものとする。

なお、業務を遂行するにあたり、月3～4回程度（契約期間中42回程度。上記(1)(2)の常駐を含む。）、尼崎市が指定した場所で業務を行うとともに、適時庁内で開催する会議に出席することとする。

6 業務場所

本業務における履行場所は次のとおりとする。

- (1) 尼崎市 総合政策局 政策部 広報課（尼崎市東七松町1丁目23-1）
- (2) 受注者の所在地
- (3) 尼崎市が指定した場所

7 実施体制

本仕様に定める委託内容を踏まえ、本業務を円滑かつ確実に遂行できる体制を整備す

ること。体制を変更する必要がある場合には、事前に承認を得ること。

8 提出書類等（受注者との協議等に基づき詳細を決定・変更する。）

- (1) 実施体制図
- (2) 委託業務実施計画書
- (3) 議事録
- (4) 「5 業務内容 (1)および(2)」で作成した制作物
- (5) 月間作業報告書
- (6) 業務完了報告書（提出期限：令和5年3月31日）

いずれも紙媒体及びデータで納入すること。

9 支払条件

年4回均等分割払いとし、適法な請求を受けた日から30日以内に支払う。

10 契約保証金

契約締結時に尼崎市契約規則に基づき、所定の手続きを行う。

11 留意事項

(1) 再委託

受託者は、本業務を遂行するにあたり、本業務の全部を一括して再委託してはならない。本業務の一部を再委託するときは本市の承認を得なければならない。

(2) 著作権

ア 受託者が本仕様書に基づいて作成したすべての成果物の著作権は本市に帰属するものとする。成果物が第三者の著作権その他権利を侵害しないものであることを保証すること。

イ 受託者は、第三者との間に著作権その他権利にかかる権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が本市の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において解決すること。

(3) 守秘義務

ア 受託者は、本業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

イ 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報（尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例48号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。）の取扱いについては、別記個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

(4) 業務実施上の条件

ア 委託契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品等、業務に係る必要の経費の一切を含むものとする。

イ 本業務について、業務場所における机、椅子などは本市で用意するが、パソコン等の必要機器は受託者で用意すること。

ウ 業務は、原則として土・日・祝日を除く午前9時から午後5時30分の間で行うこととする。ただし、協議により、これ以外とすることができる。

エ 受託者は、業務に従事していない時間には、本業務のために常駐や待機する必要はないが、電子メール等で速やかに連絡が取れるようにすること。

(5) その他

ア 業務実施にあたっては、事前に尼崎市と協議すること。

イ 業務実施においては、選定時の企画提案内容を遵守すること。

ウ 本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、互いに協議を行い必要な措置を行うこと。

(6) 本仕様書に定めのない事項等については別途協議をする。

12 連絡先

尼崎市 総合政策局 政策部 広報課 担当：掛江、長田

尼崎市東七松町1丁目23番1号

電話：06-6489-6021、FAX：06-6489-1827

Eメール：ama-koho2@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上